



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
:「健康食品に関する景品表示法等上の指針について」
- B【シリーズ】 食品表示案内 第24講 第1段  
: 条例&ガイドラインの表示について(I)
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 新たな原料原産地表示の使用計画について
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆消費者庁は、健康食品に関する広告等の表示に関して法執行の方針の明確化を図るため、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部改定(案)を公表しました。パブリックコメントの意見を参考に、令和4年12月1日頃に本指針が公表される予定です。

広告・宣伝の中には、健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の不当表示(優良誤認表示)に該当するおそれのあるこれらの虚偽誇大表示等の宣伝は、健康増進法や景品表示法により禁止されています。

健康食品の広告その他の表示について、どのようなものが虚偽誇大表示等として問題となるおそれがあるかを明らかにするため、景品表示法及び健康増進法の基本的な考え方が示されています。また、最新の具体的な表示例や、これまでに景品表示法及び健康増進法において問題となった違反事例等が掲載されています。

## ■当該改正点は次のようになります。

第2 本留意事項の対象となる「健康食品」

- 明らか食品について、本留意事項の対象となる旨の追記
- 健康の保持増進効果に係る例示の追加

第3 景品表示法及び健康増進法について

- 「表示」の該当性に係る留意点を補足
- アフィリエイト広告の表示主体性に係る留意点を補足
- 表示された効果と実証された内容が適切に対応していない例示を追記

第4 景品表示法及び健康増進法上問題となる表示例

- 機能性表示食品事後チェック指針の広告パートの考え方を追記
- 「健康保持増進効果等」の例示を追記
- 打消し表示に係る留意点を補足

第5 違反事例

- 景品表示法改正後の措置命令事例の更新(H29.2.14～R4.4.5)

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-2～4 (会員) で記載しています。

## 《加工食品》

### 第24講 条例&ガイドラインの表示について

#### 第1段 条例

##### (1) 条例

食品表示法は国会によって制定された法律です。一方、東京都消費生活条例は、普通地方公共団体の区域内で適用される自治立法です。条例は、地方自治法に基づいて地方議会により制定され、国の法令に違反しない範囲で定めることができます。

法律は条例より上位の法形式であるため、条例は法律の範囲内で制定されます。原則として、条例によって、法律より強い規制等を行うことはできませんが、例外的に法律が規制をしていないところや法令の規制とは別の目的で規制をする場合等は、条例によって独自の規制を行うことができます。

具体的には国の法令と同一事項について法令より厳しい規制を行う条例のことを「**上乘せ条例**」、国の法令と同一事項について法令より規制対象の範囲を広げる条例のことを「**横出し条例**」と言われています。

つまり、表示を義務付けている法律としては、「食品表示法」等があります。法律の目的が同一でかつ対象が同一の商品、サービスについて、法令で定める基準と異なる基準を条例で定めることは通常、違法となります。

しかし、法令によって表示が義務付けられていない商品や法令とは規制対象等が同一であっても目的が異なる場合等においては、条例で定めることが可能であると考えられています。

地方公共団体による表示基準については、その地域で販売されるものについて、表示義務があり、食品表示基準による表示事項に包含されない事項の表示が義務付けられています。

※続きはPage 2-2~5（会員）で記載しています。

■ 新たな原料原産地表示における「又は表示」において、Q&A(原原-27)に「今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。」記載されています。ここで「1年間以内」とは「1年間」の意味ですか、それとも1年未満(12か月未満)であってもよいのでしょうか？

(原原-27)「又は表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。また、「又は表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(答)

1 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「又は表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「又は表示」とする必要があります。

今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「又は表示」を行うことはできません。

※ 解説はPage 3-2～3(会員)で記載しています。

## ■ 景品表示法の創作問題を解く

【問1】ア～オのうち正しいものの組合せを解答欄1～5の中から一つ選びなさい。

ア A社は販売する一個(500g当たり)500円の甲商品を400gに減らし、「500円の甲商品(400g)を1個お買い上げの方に100g入り甲商品をプレゼント」と表示する場合は、景品表示上の景品類に該当しない。

イ A社は自社の新製品甲のキャンペーンのチラシに「キャンペーン期間中に甲商品をお買い上げの方全員に割引券を交付」する旨の表示をして甲を販売した。A社の行う割引券は、正常な商習慣に照らして値引きと認められる経済上の利益に該当する場合であっても、景品表示上の景品類に該当する。

ウ 景品表示上、事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならず、これに違反すると刑事罰を科される。

エ 消費者契約法上の適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、著しく優良又は有利であると誤認される一定の表示をするおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の予防に必要な措置をとることを請求することができない。

オ A社は、甲商品の販売促進のため、甲の購入者全員に食器セットを提供した。当該食器セットの提供が景品表示法の制限に違反したことを理由として、A社に対し課徴金の納付を命じることができない。

解答欄 1. ア、イ 2. ア、オ 3. ウ、オ 4. イ、エ 5. ウ、エ

※ 解説はPage 4-2～3 (会員) で記載しています。

# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

## 月刊 こう食品法令 【2022年 9月号】

すべての過失は矛盾を含んでいる。  
なぜなら、過失を犯している人は、過失を犯すことを望んでいるのではなく、むしろ正しくあろうと思ってそうするのだとすれば、自分が望んでいないことをしていないからだ。だから、過失のもとになる矛盾を示し、自分が望むことをしなかったりすることを明らかに示してやればよい。  
(エピクテトス「人生談義 過失に固有なことは何か」(國方訳))(もりをゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。